

被扶養者認定に必要な添付書類

健康保険組合は、以下の書類等をもって、被保険者と認定対象者との間に主たる生計維持関係が認められるか否かを判定しますので、漏れのないように書類をそろえて提出してください。

この表内では、ご提出いただく書類に番号（書類説明No.）を付してあります。それぞれの書類については「添付書類についての説明」のページで詳しく紹介していますので必ず確認してください。

◎・・・必ず提出いただく書類    ○・・・該当する場合に提出いただく書類    ▲・・・状況に応じて提出いただく書類（健保へご連絡ください）

申請の対象となる家族(認定対象者)の状況等	書類説明No.	続柄 書類名称等	配偶者	子			父母 祖父母		弟妹・孫・兄姉	兄弟・弟妹・孫の配偶者	おじ・おば・甥・姪 およびその配偶者
				新生児	未就学児 ～中学生	高校生以上	在学していない者	実父母・養父母 ・実祖父母			
必須書類	必ず提出する書類 (一部を除く)	一 被扶養者異動(増加)届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		① 住民票 (世帯全員分の続柄が記載されたもの)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		② 扶養状況届	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
収入に関する書類	現在、収入なし	③ 所得証明書(非課税証明書)	○			○	○	○	○	○	○
		④ 退職を証明する書類	○			○	○	○	○	○	○
		⑤ 年金見込額照会回答票の写し	○				○	○	○	○	○
		⑥ 雇用保険受給資格者証の写し	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲
	現在、収入あり	⑦ 労働契約内容が確認できる書類 または 直近3か月分の給与明細の写し	○		○	○	○	○	○	○	○
		⑧ 直近の確定申告書(控) および 収支内訳書の写しまたは 青色申告決裁書の写し	○		○	○	○	○	○	○	○
	⑨ 年金受給額が確認できる書類の写し + ③所得証明書	○			○	○	○	○	○	○	
	⑩ 収入額を証明する書類の写し	○			○	○	○	○	○	○	
その他の書類	雇用保険失業給付の受給終了または受給延長に伴う申請の方	⑥ 雇用保険受給資格者証の写し	○			○	○	○	○	○	
	住民票で被保険者との続柄が確認できない方	⑪ 戸籍謄本	○	○	○	○	○	○	○	○	
	被保険者と別居している方(社命による単身赴任を除く)	⑫ 仕送り額を証明する書類等 + ⑪戸籍謄本	○		○	○	○	否認	○	否認	否認
	学校等に通っている方(小・中学生を除く)	⑬ 在学証明書等	○		○				○	○	○
	④の退職を証明する書類で資格喪失日の確認ができない方	⑭ 健康保険資格喪失証明書	○		○	○	○	○	○	○	○
	被保険者以外に収入のある別の扶養義務者がいる場合	⑮ その扶養義務者の収入を証明する書類の写し		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
結婚による申請の場合	⑯ 婚姻日が確認できる書類	○									
外国籍の方	⑰ 在留カード(両面)の写し または 特別永住者証明証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
補足等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険組合が必要と判断した場合は、これら以外にも追加で証明・証拠書類等を提出いただくことがあります。なお、健康保険組合が求める書類等の提出を拒否する場合は、被扶養者の資格審査を拒否したものとみなします。</li> <li>● 届出や添付書類を偽って被扶養者資格の認定を受けたことが判明したときは、資格認定日まで遡ってその資格を取り消し、その間に健康保険組合が負担した医療費等がある場合はすべて返還していただきます。</li> <li>● 被扶養者資格が認定された後に、そのご家族が就職や収入増により被扶養者の資格を満たさなくなった場合は、速やかに健康保険組合へ連絡し手続きを行ってください。</li> <li>● 被扶養者資格を認定した後も、健康保険組合は引き続きその資格を満たしているかの調査を定期的に行っています。この調査にご協力いただけないときは保険者（健康保険組合）の権限により資格を喪失させることがあります。</li> <li>● ご提出いただく書類は、被扶養者認定を公平・公正に行うために使用するもので、それ以外に利用することはありません。</li> </ul>										

添付書類についての説明

No.	書類の名称等<入手先>	詳細説明・注意事項等
①	住民票 《市区町村》	同居の事実、続柄、家族構成(他の扶養義務者の有無)等を確認します。 ➤ 3ヵ月以内に交付された同一世帯全員の続柄が記載されたものを提出してください。
②	扶養状況届 《健康保険組合》	認定対象者となった経緯や生活実態を確認します。 ➤ 同時に2人以上申請する場合は、認定対象者ごとに1部ずつ作成してください。ただし、新生児および未就学児から中学生までの申請については不要です。
③	所得証明書(非課税証明書) 《市区町村》	収入の有無、収入の額を確認します。 ➤ 最新の「所得証明書」「課税・非課税証明書」等を提出してください。 ※必ず最新の内容のものを提出してください。(通常、6月から12月に交付されたものは前年、1月から5月に交付されたものは前々年の所得が証明されています。)
④	退職を証明する書類 《前勤務先》	就労による収入がなくなったこと、前勤務先の健康保険を脱退したこと等を確認します。 ➤ 退職時の「源泉徴収票(退職年月日が記載されたもの)」の写しや勤務先が発行する「退職証明書」(公務員等の場合は「国家公務員等退職票」の写し)等を提出してください。 いずれも用意できない場合は、④の「健康保険資格喪失証明書」でも差し支えありません。
⑤	年金見込額照会回答票 《年金事務所》	収入の有無、収入の額(見込み)を確認します。 ➤ 年金も収入に含まれます。受給開始年月および受給見込み額が確認できる書類を提出してください。
⑥	雇用保険受給資格者証 《公共職業安定所》	離職にともない失業手当を受給予定の場合は、事前に健康保険組合へご連絡ください。 ➤ 提出する場合は、画面の写しを提出してください。なお、受給期間の延長申請を行った場合は、受給期間延長通知書等を提出してください。
⑦	労働契約内容が確認できる書類 または 直近3ヵ月分の給与明細の写し 《勤務先》	労働契約内容または現時点の収入状況から、今後の年間収入の見込み額を確認します。 ※労働契約内容が確認できる書類で判断できない場合、給与明細書の写しをご提出いただきます。 ➤ 給与と収入のみの場合は、最新の「労働条件通知書」や「雇用契約書」の写しを提出してください。 ①時給 ②1日あたりの労働時間 ③週または月あたりの労働日数 ④通勤費や各種手当などが記載され、年間収入の見込みが確認できるものに限りです。 また、シフトにより勤務時間や労働日数が変動する場合、労働契約内容が確認できる書類を提出できない場合は、「直近3ヵ月分の給与明細書の写し」を提出してください。 ➤ 給与と収入以外の収入がある場合は、「直近3ヵ月分の給与明細書の写し」を提出してください。
⑧	直近の確定申告書(控) および 収支内訳書の写しまたは 青色申告決算書の写し 《税務署への届出の控え》	収入・所得、経費等をできる限り詳しく確認します。 ➤ 直近の確定申告書(控)に加え、収支内訳書の写し または 青色申告決算書の写しを必ず提出してください。
⑨	年金受給額がわかる書類 《年金事務所からの通知控え》	年金の受給額を確認します。 ➤ 年金や恩給はすべて収入の対象となりますので、それぞれの額がわかる最新の「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」等の写しを提出してください。また、企業年金や個人年金があるときはその通知書などもあわせて提出してください。
⑩	収入額を証明できる書類 《支給元》	収入額を確認します。 ➤ 利子・配当も収入として扱います。最新の「支払通知書」等を提出してください。
⑪	戸籍謄本 《市区町村》	認定対象者と被保険者との続柄を確認します。 ➤ 住民票で被保険者と認定対象者の続柄が確認できない場合は提出してください。
⑫	仕送り額を証明できる書類 《金融機関の受領書等》	経済的な扶養の実態を確認します。 ➤ 直近3ヵ月分の振込通知書や送金証明書、金融機関の通帳の写し等、毎月定期的に一定額を生活費として振込んでいる事実がわかるものを提出してください。
⑬	在学証明書等 《学校等》	生活の中心が学業である(就労ではない)ことを確認します。 ➤ 「在学証明書」もしくはそれに準ずるもの(学生証の写しも可)を提出してください。(進学を目的とする予備校生等の場合も同様とします。)
⑭	健康保険資格喪失証明書 《前加入の健康保険組合》	健康保険の重複加入や空白期間の防止、資格認定日を適切に判断するために必要です。 ➤ 認定対象者の退職以外の事由(勤務時間の減少等、社会保険の適用対象外となった場合など)による申請の場合に提出してください。ただし、申請時に国民健康保険に加入されている場合は不要です。
⑮	被保険者以外の扶養義務者の収入を証明する書類 《その方の勤務先》	認定対象者を誰が扶養すべきか、被保険者以外の扶養義務者の収入状況をもとに確認します。 ➤ 認定対象者が被保険者の子で両親が共働きの場合や、認定対象者が被保険者の父または母でその配偶者に収入がある場合などが該当します。 別の扶養義務者の直近3ヵ月の給与明細書の写しや直近の源泉徴収票の写しを提出してください。
⑯	婚姻日が確認できる書類 《市区町村》	認定対象者の資格認定日を適切に判断するために必要です。 ➤ 結婚と同時に申請する場合(配偶者が無職の場合や結婚に伴い退職する場合など)にのみ必要です。 「婚姻届の受理証明書」または「戸籍謄本」を提出してください。
⑰	滞在期間等が確認できる書類 《入国管理局》	被扶養者として認定できる要件を満たしているかを確認します。 ➤ 在留資格が1年以上あり、日本国内に居住・住民登録がされていることが原則です。 「在留カード(両面の写し)」または「特別永住者証明証」を提出してください。